

大和市告示第64号

大和市中小企業融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市中小企業融資制度要綱の一部を改正する要綱

大和市中小企業融資制度要綱（平成21年大和市告示第29号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第12条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申込人が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申込人が暴力団等に該当するときは、融資対象の認定を行わない。

別表第1大和市起業支援資金の項中「第2条第3号ア」を「第2条第4号ア」に、「以後1年」を「以後5年」に、「第2条第3号イ」を「第2条第4号イ」に、「5年」を「10年」に改め、同表備考第2項中「と大和市中小企業緊急支援資金とは」を「、大和市中小企業緊急支援資金及び大和市企業支援資金は」に改める。

別表第2大和市起業支援資金の項借入申込書に添付する書類の欄を次のように改める。

- | | |
|---|--|
| 1 | 法人代表者（個人の場合は申込人）の印鑑証明書 |
| 2 | （市内において新たに設立された会社であって、その設立の日以降1年を経過していないものである場合又は起業前の個人若しくは市内に居住する個人であって、市内で事業を開始した日以降1年を経過していないものである場合） 創業関連保証事業計画書
（市内において設立後1年を経過した会社の場合） 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び前事業年度の決算書
（市内で事業を開始した日以降1年を経過した個人の場合） 所得税確定申告書控え（直近の2期分）、個人事業開業届書控え及び青色申告者にあつては青色 |

決算書の控え（直近の２期分）

３ その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。